

○農業保険法第四百十八条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第一百十九条第一項の規定による引受方式の選択の方法を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十号)

(最終改正…令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号)

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百十八条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百十九条第一項（同令附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第四百十八条第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第一百十九条第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

1 農業保険法（以下「法」という。）第四百十八条第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分は、うんしゅうみかん、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）、りんご、ぶどう、なし、もも、かき及びうめについて定めるものとし、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の第三欄に掲げると

おりとする。

2 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百十九条第一項の規定により引受方式（規則第百十九条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、次の各号に掲げる場合に応じ、同表の第二欄に掲げる区分のうち当該各号に定めるものに属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

一 当該共済目的の種類 of 全てについて地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）及び災害収入共済方式（同項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択する場合（次号に掲げる場合を除く。） 第一区分

二 規則第百十九条第三項第三号に掲げる者が全相殺減収方式（同条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。）を選択する場合 第二区分

三 地域インデックス方式を選択する場合 第三区分

四 当該共済目的の種類 of 全全部又は一部について災害収入共済方式を選択する場合 第四区分

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号）（抄）

（施行期日）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（収穫共済に関する経過措置）

3 この告示による改正後の平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十号、果樹共済標準収穫量等設定準則及び果樹共済基準収穫量等設定準則の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

別表

		第一欄	うんしゅうみかん
		第二欄	第一区分
二類		第三欄	一類
	普通うんしゅうの品種のうち、 うんしゅうみかん（三類に属するものを除く。）		早生うんしゅうの品種のうち、 うんしゅうみかん（三類に属するものを除く。）
	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式	第四欄	全相殺減収方式、全相殺品質方式（規則第百十九条第一項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同）及び半相殺方式（同項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）

第三区分	第二区分	
四類	四類	三類
		うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウス（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている法第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいい、気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。以下同じ。）を用いて栽培されるもの
地域インデックス方式	全相殺減収方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

		かんきつ類の 果樹		
		第一区分	第四区分	
二類	一類	五類	三類	
、不知火、河内晩柑、はる 清見、日向夏、セミノール	さんぼうかん、たんかん、 ゆず、愛媛果試第二十八号	はっさく、ぽんかん、ぶん たん、ネーブルオレンジ、 て栽培されるもの以外のもの	うんしゅうみかんのうち、 プラスチックハウスを用い て栽培されるもの	うんしゅうみかんのうち、 プラスチックハウスを用い て栽培されるもの
質方式及び半相殺方式	全相殺減収方式、全相殺品 質方式及び半相殺方式	災害収入共済方式	害収入共済方式	全相殺減収方式、全相殺品 質方式、半相殺方式及び災

			りんご		
			第一区分	第四区分	第二区分
三類	二類	一類	三類	四類	み、レモン、せとか、甘平
晩生の品種のりんご	中生の品種のりんご	早生の品種のりんご			
全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	園地方式 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	方式をいう。以下同じ。） 条第二項に規定する樹園地 園地方式（規則附則第十一 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	災害収入共済方式	全相殺減収方式	

			ぶどう			
			第一区分	第四区分	第三区分	第二区分
三類	二類	一類	四類	四類	四類	
晩生の品種のぶどう（四類に属するものを除く。）	中生の品種のぶどう（四類に属するものを除く。）	早生の品種のぶどう（四類に属するものを除く。）				
園地方式 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	園地方式 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	園地方式 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	災害収入共済方式	地域インデックス方式	全相殺減収方式	園地方式

なし					
第一区分	第四区分		第三区分	第二区分	
一類	六類	四類	五類	五類	四類
早生の品種のなし	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの			ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの
全相殺減収方式、全相殺品	災害収入共済方式	式 収入共済方式及び樹園地方式	地域インデックス方式	全相殺減収方式	全相殺減収方式、全相殺品 質方式、半相殺方式及び樹園地方式

もも							
第一区分	第四区分	第三区分		第二区分			
一類	六類	五類	四類	六類	三類	二類	
生食用早生の品種のもも		西洋なしの品種のなし	日本なしの品種のなし		晩生の品種のなし	中生の品種のなし	
全相殺減収方式、全相殺品	災害収入共済方式	地域インデックス方式	地域インデックス方式	全相殺減収方式	園地方式 質方式、半相殺方式及び樹	園地方式 質方式、半相殺方式及び樹 全相殺減収方式、全相殺品	園地方式 質方式、半相殺方式及び樹

かき						
第一区分	第四区分	第三区分	第二区分			
一類	四類	四類	四類	三類	二類	
甘がきの品種のかき				加工用の品種のもも	生食用中生及び晩生の品種のもも	
全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	災害収入共済方式	地域インデックス方式	全相殺減収方式	園地方式 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	園地方式 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹	園地方式 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹

うめ							
第一区分		第四区分	第三区分	第二区分			
二類	一類	三類	三類	三類	二類		
小うめの品種以外のうめ	小うめの品種のうめ				渋がきの品種のかき		
園地方式 質方式、半相殺方式及び樹 全相殺減収方式、全相殺品	園地方式 質方式、半相殺方式及び樹 全相殺減収方式、全相殺品	災害収入共済方式	地域インデックス方式	全相殺減収方式	園地方式 質方式、半相殺方式及び樹 全相殺減収方式、全相殺品	園地方式	

なしの区分及びうめの区分に属する品種の果樹には、当該果樹に係る授粉樹が含まれるものとする。

第四区分	第三区分	第二区分
三類	三類	三類
災害収入共済方式	地域インデックス方式	全相殺減収方式